

## 「水質汚濁防止法改正に該当する弊社製品」について

平成 24 年 6 月 1 日から施工される水質汚濁防止法（平成 23 年 6 月 14 日改正）で、「有害物質」として定められた 26 化合物を含有する弊社製品は以下の通りになります。

含有する物質（※）	製品名
ジクロロメタン	スマッシュ、スマッシュ NEO
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	ロハス 1 シリーズ

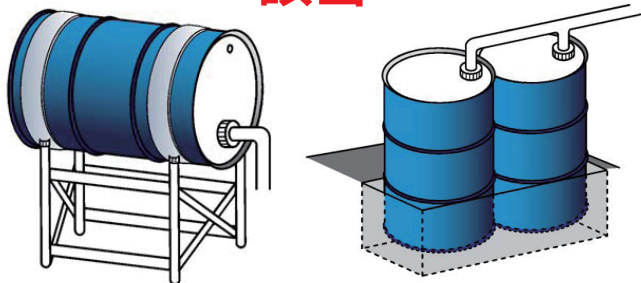
※水濁法施行令第 2 条に該当

### 有害物質貯蔵指定施設について

今回の改正で、有害物質貯蔵指定施設に関する規定が盛り込まれましたが、移動可能なドラム缶、一斗缶、ポリ缶は施設に該当しません（詳細は環境省 Tel.03-5521-8309 にお問い合わせください）。

### 有害物質貯蔵指定施設の事例

**該当**



固定している容器は施設に該当します。  
法令に則り対応が必要です。

**非該当**



移動可能なドラム缶、一斗缶、ポリ缶は施設に該当しません。

### 水質汚濁防止法とは

人の健康に被害を与えるおそれがある重金属、有機化学物質などの物質が事業者の工場から公共用水域への排出、及び地下水への浸透しないように規制している法律です。

平成 24 年 6 月 1 日より施行される改正法では、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及び結果の記録・保存を義務付ける規定等が新たに設けられました。